

# 日本資本主義形成期の華族の財産所有状況

後 藤 靖

## はじめに

本稿は、近代日本の政治的・社会的な支配階級としての有力な一翼を形成してきた華族層、とくに公卿および大名のいわゆる旧華族層の財産所有の状態を具体的に明らかにし、彼らが日本資本主義の形成・発展過程において占めた位置と役割を解明しようとするものである。

華族制度は、1869年(明治2)6月の版籍奉還にもなつて公卿および大名を華族に列したのを出発点とし、帝国議会の開設にそなえてその貴族院の構成要素とするために1884年(明治17)7月7日に華族令を制定し、新たに維新の功臣や政府高官らのいわゆる勲功者を華族とすることによって拡充強化された。この華族制度の政治的・社会的な位置と役割についての研究は、今日までかなりの蓄積がある。しかし、華族個々人の財産所有の状態や華族層が全体として日本資本主義の形成・発展の過程で占めた位置と役割についての検討は、ほとんど皆無に近いといつてもけつて過言ではない。もっとも、華族銀行といわれた第十五国立銀行や日本鉄道株式会社と華族との関係、あるいは地方の国立銀行の創設と華族の関係についてはいくつかの研究が存在する。しかし、それらは個別企業と華族との関係を明らかにしたものであり、華族層全体の経済的存在状態や役割にまで立ち入った分析ではない。

華族制度は、もともと華族を「皇室ノ藩屏」とするという政治的意図のもとに創出されたものであるから、その日本近代史における意味づけを行おうとすれば、その政治的、社会的な位置と役割の分析が第一義的な意義を占めることはいうまでもない。しかしながら、華族個々人が華族としての与えられた政

治的・社会的な役割を十分に果たすためには、単に制度的な特権を保有するだけで足りるものではない。制度上の権威は、経済的諸条件がそなわったときにその基礎をもつ。私が旧華族層の財産所有の状態を分析しようとするのは、そういう意味からである。

ところで、華族の財産所有状況の分析は、たんに華族の財産を吟味するにとどまるのではない。それは、近代日本における支配階級の存在形態の諸相を具体的に解明するうえでも不可欠の作業の一つともなる。

私は1971年に1889年～1935年の近代日本の階級構成を公表したが<sup>1)</sup>、階級構成表という統計的・数量的な推計では諸階級の具体的で複雑な存在形態を明らかにすることは到底不可能である。このことは、原朗氏が私の階級構成表にたいして、「独立かつ別個の時系列データを積算する方式により、一貫した統一の基準による分析を可能とする階級構成表をはじめて提示し、戦前期階級構成の動態的变化について全面的な分析を行い」、「戦前期階級構成の姿がはじめて統一の把握され、……従って以後の多くの研究は氏(後藤)の推計に全面的に依拠しつつ多様な論旨を展開している」というように、私自身にとっては面映ゆい讃辞を呈されたのち、それにも勝る手きびしい、核心をついた批判を投げかけられていることから明らかである。原氏の批判の一つの論点は、「独立した連続データを基礎とする結果、別々の階層に関する連続性はそれなりに保証されるが、それら階層相互間の重複の有無や、とりあげられた独立系列の合計以外に脱漏した部分の有無について検証することが困難になってしまう」のではないか<sup>2)</sup>ということである。この批判は全く適切なものであり、私としては全面的に甘受せざるをえない。だが、このような欠陥は、階級構成表の作成にさいしては必ずつきまとう宿命的なものである。かりに原氏が『国勢調査』にもとづいて新しく推計された1930年代の階級構成表をとってみても、「階層相互間の重複」や「独立系列の合計以外の脱漏部分」は完全に存在しているはずである。このことについては、別稿で「資本家階級の存在形態」を分析するさいに具体的に提示することにしたい。この点はさておくとして、原氏の私への批判点を私なりに整理すると、私の階級構成表での支配階級のなかの(イ)地主階

級と資本家階級との相互間の重複の問題、(ロ)資本家階級相互間の重複の問題、(ハ)華族階級と経済的支配階級（地主・資本家）の重複または脱漏の問題というように受けとめてよからう。こう受けとめたうえで、(イ)・(ロ)の点については別稿で検討することにして、ここでは(ハ)の問題にかかわる点を具体的に解明してみようとする。

なお、ここで取り上げる時期は、主として日本資本主義の確立期にある1900年代である。

- 1) 後藤靖「近代天皇制論」(『講座日本史』9, 東大出版会)。
- 2) 原朗「階級構成の新推計」(安藤良雄編『両大戦間期の日本資本主義』東大出版会, 1979年)。なお、竹内常喜「諸階層とその動向」(社会経済史学会編『1930年代の日本資本主義』東大出版会, 1982年)、小林英夫「階級構成と労農運動」(1920年代研究会編『1920年代の日本資本主義』東大出版会, 1983年)でも拙稿への批判と新推計がなされているが、これらについても別稿で関説することにした。

## 1 華族世襲財産法制定の意味

### (1) 華族財産形成の起点

華族の財産形成の歴史的起点は、旧華族についていえば1869年の華族制の創出と76年(明治9)の8月の「金禄公債証書発行条例」=秩禄処分である。69年の華族制の制定によって華族に列せられた者は、公家136家、諸侯248家、堂上格28家、藩主格15家の計427家である。これらの公卿・諸侯は、例えば諸侯が「現石十分之一ヲ以テ家禄可相定事<sup>1)</sup>」というように大幅な削減をうけ、また公卿の家禄ももとの家領高から大幅に削減されたとはいえ、家禄が保障された。このことは領主権の天皇制国家による収奪であり、華族階級それ自身が天皇制国家に臣従させられたことを意味する。とくに71年の廃藩置県後に、彼らの家禄に対して家禄税が課せられたことによって、この臣従関係は確固たるものとなったとみてよい。しかしながら、そのことは逆にいえば、家禄が彼らの財産と見做されたことを意味するものであり、その意味で69年の華族制の制定がそ

表1 家禄支給高の変化

家禄の種類	維新前	廃藩置県時	金禄改定時
華族家禄	4,504,419円	4,504,419円	} 5,192,494円
皇族・華族賞典禄	—	913,461	
士卒家禄	29,609,275	16,704,209	} 12,337,416
同上賞典禄	—	275,723	
社寺禄	507,888	260,134	146,162
計	34,621,582	22,657,946	17,676,072

『明治前期財政経済史料集』第4巻, p.43~44より作成。

の後の華族の私有財産の形成の歴史的起点となったといえることができる。

この過程での華族個人の家禄高については、後掲の一覧表で示すところであるが、華士族の家禄支給高を金額で示すと第1表のようになっていいる。賞典禄というのは、維新のさいの勲功に応じた賞典のことであり、それは家禄に合算された。したがって、華士族の家禄というときには、賞典禄を受けた人々の場合にはそれを含んだものということになる。いずれにしても、廃藩置県時における家禄支給高のなかでわずか427家の華族層がいかにも多額を占めているのがこの表から知られるであろう。ちなみにこの時点での士族は39万5,064人であった。ここで金禄改定時というのは75年9月に地租改正の進行とともに従来の石高を3ヶ年平均の米価に換算し、金禄額に改訂したものである。そのさい注目すべきことは、華族の家禄は廃藩時にくらべて95.8%強の支給であるのにならして、士族の場合には72.6%強というように大

表2 秩禄公債支給状況

金禄高	公債種類	公債受取人員	公債支給総額
円		人	千円
~1,000	5分利付	519	31,413
950~100	6分利付	15,377	25,039
75~10	7分利付	262,317	108,838
	1割	35,304	9,347
合計		313,517	174,637

上掲書より作成。

表3 公債受給額別人員

出自	禄券高	~100万円	~50万円	~30万円	~10万円	~5万円	~1万円	~5千円	5千円未満	計
公卿大名		3	8	8	46	4	110	22		136
大						55	152	6	1	279

彦根正三編『華族名鑑』(博公書院, 明治20年刊)より作成。なお、大名中には堂上格をふくんでいる。

幅な削祿が行われていることである。この改定金祿高を基準にして秩祿処分が断行された。それによって秩祿公債を受給した人員を整理すると、第2表のようになっている。1,000円以上の公債受給のほとんどは、いうまでもなく華士族層である。それは第3表をみれば明らかである。すなわち、1,000円以上受給者519名のうち415名が華族である。藩主格の12家は資料の関係からその受給額を知ることができないが、おそらく1,000円以上層であったと思われる。もっとも、公卿と大名とを比較すれば、大名層が高額の公債受給層に集中しており、1万円未満層がいちじむしく少ないことがわかる。公卿層は5万円未満～1万円層に集中している。これらのことが、華族のその後の財産所有状況を規定したのである。

金祿公債証書発行条例と同時に、政府は1872年の国立銀行条例を改正し、資本金の10分の8に相当する価格の公債をもってその払い込みに当てることができ、これを抵当として政府に預託して同額の銀行券の発行を許可することにした。この国立銀行条例の改正によって、79年（明治12）の京都第153銀行の設立許可で打ち切られるまでに、実に148行の国立銀行が設立された。そのうちの最大の規模をもつものは、77年5月に資本金1,782万6千円で発足した第十五国立銀行である。この第十五国立銀行の出資者は華族だけであるが、その出資金額別の構成をみると、第4表のようになっている。

表4 第十五国立銀行出資金額別人員

出自 \ 出資額	～50万円	～30万円	～10万円	～5万円	～1万円	～5千円	～1千円	千円以下
旧公卿			1		17	88	25	3
旧大名	3	7	26	43	157	83	23	8
計	3	7	27	43	174	171	48	11

『華族会館史』p.559～612より作成。

出資金額1万円以上の出資者のほとんどは旧大名であり、旧公卿はわずか18名にしか過ぎない。このことは金祿公債の受給額に対応したものであり、第3表と照合してみればこの点ははっきりよみとることができる。だが、大事なことは、国立銀行条例の改正によって金祿公債が銀行資本に転化したということ

である。というよりも、華族をして銀行資本家に転化させるために、天皇制国家が強引に国立銀行条例の改正にあえてふみ切ったということを見落してはならない。このことによって、第十五国立銀行ばかりでなく、全国立銀行資本の大半が華族によって占拠されるにいたった。第5表がそのことを明瞭に示している。すなわち、1880年末から93年末にかけての国立銀行の族籍別株主の株金所有構成は、華族が43.2%~39.9%という圧倒的比重を占めており、士族層の場合にもそのほとんどが上層士族にかぎられていた。この華族という場合にも、その圧倒的な部分はいうまでもなく旧大大名層であったことはいうまでもない。というのは、第6表からもわかるように、第十五国立銀行の5万円以上の出資者80名のうち旧公卿はわずかに1名であり、他はすべて旧大大名であった。しかも、この旧大大名の第十五国立銀行の出資額総計は375万5,300円にも上っている。旧公卿岩倉具視の出資額29万2,900円を合算すれば、5万円以上の出資者80名の合計額は404万8,200円となっている。それは第十五国立銀行資本金の22.7%強を占め、国立銀行全体の資本金1,862万6千円の21.7%強に上っている。国立銀行の資本金総額のなかで第十五国立銀行の資本金が97.5%を占めていたのであるから、その80名が実質的には全国立銀行の支配層を形成していたといっても過言ではあるまい。この80名というのは、第6表のような出資状況を示している。その出資額は、一部の人々を除けば公債のほぼ58%にあた

表5 国立銀行株主族籍別株金および構成比 単位千円, ( )は%

年次	華族	士族	平民			
			農	工	商	雑
明治13.末	18,626 (43.2)	13,340 (31.0)	1,726 (4.0)	52 (0.1)	8,785 (20.4)	507 (1.1)
16.末	18,680 (42.1)	11,147 (25.1)	2,082 (4.7)	61 (0.1)	9,572 (21.6)	2,841 (6.4)
20.末	18,744 (42.3)	9,756 (22.0)	1,549 (3.5)	65 (0.2)	9,766 (22.4)	4,414 (10.0)
25.末	19,257 (39.9)	9,833 (20.4)	2,024 (4.2)	54 (0.1)	10,794 (22.4)	6,281 (13.0)
29.末	18,548 (41.5)	8,528 (19.1)	2,099 (4.7)	61 (0.1)	9,459 (21.1)	6,038 (13.5)

『日本帝国統計年鑑』第1~17回より作成。

っていることがわかる。

第十五国立銀行は設立当初は配当金は5分であったが、1880年になると1割2分に急上昇し、以後もほぼ同様なものであった。したがって、高額出資者の場合にはその高配当分と出資以外の秩禄公債の利子5分を国家から受給していたため、かなりの高額所得者として現われたのである。後で示すように、1887年（明治20）の2万円以上の高額所得者104名のなかで39名が華族であったのはそうした理由によるとみてよからう。

## （2）華族世襲財産法の制定

秩禄処分と国立銀行条例の改正は、旧公卿および大名層の財産形成の歴史的起点となった。しかしながら、その場合に見落してならないのは次のことである。それは、第十五国立銀行への出資者のなかで1万円以上層をとってみると、公債受給額1万円以上の旧大名272家のうち236家（86.8%）であるのにたいして、旧公卿は114家のうちわずかに18家（15.8%）にしかすぎないということである。もっとも出資額が公債額の58%であるから、公卿の場合には5万円未満～5千円という出資額に集中するのは当然のことかも知れないが、それにしても多くの疑問が残されている。5万円未満といっても、3万円台が3人、2万円台1人、1万円台14人、9千円台5人、8千円台8人、7千円台16人、6千円台25人、5千円台36人、4千円台0人、3千円台1人、2千円台8人、千円台11人、千円未満3人といった状態であり、しかも5千円台以下の層の秩禄公債額にたいする割合がほとんどの場合に57%～50%という状況を示していることを見落してはならない。このことは、第十五国立銀行が発足する以前に、旧下級公卿が相当深刻な生活困窮に追いこまれていたことの結果である。それは、華族の総監督にあたる華族督部長岩倉具視が、1877年7月に華族一同にたいして発した次のような論達からも窺い知ることができ<sup>2)</sup>であろう。

「難ニ趣キ急ヲ救ヒ保護扶持ノ存立ヲ謀ルハ同族ノ義務ナリ。而シテ同宗ノ責其多ク居ル。今ヤ同族ノ負債ヲ合算スルニ東京ニ在ル者二百万円ニ垂ントス。西京ニ在ル者十五万円ニ下ラス。其額実ニ大ナリト云ヘシ。早ク之カ扶助ノ道ヲ立サレハ顛覆ニ至

表6 第十五国立銀行高額出資者

氏名	(A) 株額公債(円)	(B) 出資額(円)	B/A%
島津忠義→種忠	1,322,800	767,300	58.0
前田利嗣	1,194,000	682,600	58.0
毛利元徳→元昭	1,107,000	642,500	58.0
細川護久→護成	782,000	452,600	57.9
徳川義礼→義勝	738,326	488,200	
徳川茂承→頼倫	706,100	409,500	52.3
山内豊範→豊景	688,200	387,600	58.0
浅野長熟	635,400	383,500	58.0
鍋島直大	633,600	350,100	50.5
徳川家達	534,400	327,400	58.0
黒田長知→長成	510,015	295,800	58.0
蛸須賀茂昭	508,900	295,200	58.0
岩倉具視→具定	62,297	282,900	470.1
池田重政→重政	490,000	284,200	58.0
池田輝知→輝博	423,900	249,400	58.0
藤堂高深→高昭	416,800	241,700	58.0
島津久光	376,600	218,500	58.0
有馬頼万	315,300	182,900	58.0
井伊直重→直忠	315,300	182,700	58.0
松平直徳	137,988	182,700	132.4
氏名	(A) 株額公債(円)	(B) 出資額(円)	B/A%
松浦 詮一厚	165,500	96,000	58.0
伊達宗徳→宗徳	165,500	95,900	57.9
前田利同	156,669	91,000	58.0
松平忠敬	156,072	90,500	58.0
奥平昌高	152,612	88,500	58.0
酒井忠道	144,556	83,800	58.0
中川久成	143,671	83,300	58.0
徳川茂栄	143,641	83,300	58.0
松平忠知	139,688	81,000	58.0
吉川経健	138,462	80,300	58.0
溝口直正	138,151	80,100	58.0
松平直政	137,968	80,000	58.0
伊達宗基	134,341	77,900	58.0
稲葉正邦	132,270	76,700	58.0
神原政敏	131,465	76,200	58.0
大河内輝聲	129,010	74,800	58.0
宗 重正	126,688	73,500	58.0
酒井忠宝→忠篤	126,078	73,100	58.0
毛利元功	124,174	72,000	58.0
徳川達孝	123,592	71,700	58.0



佐竹義徳	313,389	181,800	58.0	戸田光則	122,104	70,800	58.0
松平頼徳→勤寿	301,900	175,100	58.0	亀井空明	120,726	70,000	58.0
久松定護	300,382	174,200	58.0	松平康倫	120,590	69,900	58.0
松平茂昭→康庄	280,731	162,800	58.0	京極篤徳	111,745	64,800	58.0
大村純熙→純雄	275,000	159,500	58.0	岡田長蔵	109,881	63,700	58.0
津野承昭	249,017	144,100	58.0	松前修次	107,881	62,600	58.0
酒井忠邦→邦忠	242,971	140,900	58.0	上杉茂憲	100,996	58,600	58.0
南郡利恭→利淳	233,183	138,100	48.8	稲塚入通	100,571	58,300	58.0
小笠原忠休→長幹	237,500	137,500	58.0	加藤泰秋	98,346	57,000	58.0
戸田氏共	229,200	132,900	58.0	清水篤守	毛利家老	56,900	—
毛利元敏→元雄	217,092	125,900	58.0	土屋孝直	93,882	54,500	58.0
島津忠寛→忠磨	203,899	118,200	58.0	青山忠誠	92,802	53,800	58.0
松平直方→礼之	203,673	118,100	58.0	脇坂玄斐	91,631	53,100	58.0
徳川昭武→昭順	186,276	108,000	58.0	松平忠礼	91,433	53,000	58.0
立花寛治	183,674	106,500	58.0	土井利与	90,211	52,900	58.6
眞田幸民→幸正	181,219	105,100	58.0	秋月種樹	90,957	52,800	58.0
柳沢保申→保忠	178,253	103,400	58.0	櫻井忠興	90,653	52,600	58.0
阿部正恒	171,869	99,700	58.0	大河内信古	89,000	51,400	57.7
藤田正倫→正恒	170,903	99,100	58.0	小笠原寛之進	88,621	50,800	57.3
秋元朝朝	168,201	97,600	58.0	松井康義	86,648	50,300	58.0
				計180名	21,262,250	4,046,200	—

ラサルモノ幾ト希レナリ。

「華族ハ從來ノ慣習ヲ以テ衆庶ニ比スレハ名望アリ且ツ時勢ニ迂濶ナルヲ以テ之ヲ奇貨トシ、之ヲ愚視シ狹奸ノ徒往々巨額ノ金ヲ貸与シ、高利ヲ貪リ、又ハ手数料ト称シテ不相当ノ謝金ヲ要シ、其償還ノ期至ルヲ待テ敵ニ之ヲ督促シ遂ニ官ニ訴ルヲ以テ、同族中身代限ノ処分ヲ受ケシ者少ナカラス。云々。

華族のなかでどのような人々がいくらの負債をもち、誰が身代限り処分を受けたのかは資料の関係上明らかにしえない。東京在住華族の200万円、京都在住者の15万円の合計負債額215万円は華族の家禄受給総額3千万円余（第2表）の6.8%強に上っている。とくに京都在住の華族の場合には、その家禄総額は495,232円であるから、負債総額15万円は実に30.3%にも及んでいることがわかる。また、華族の犯罪者が1876年に7人、77年に4人、78年に5人となっている<sup>3)</sup>。この犯罪の内容は知りえないが、おそらくは経済事犯とみてよからう。

秩禄処分は、華族の両極分解をもたらした。この分解、とりわけ貧窮華族の没落をくいとめようとしたのが第十五国立銀行の創設でもあったとみることができ。だからその「申合規則」第二条に「当銀行ハ華族一同協議設立ニ係ルヲ以テ同族ノ外ハ其株主タルヲ得サル者トス」といい、第四条では「当銀行ノ株式券状ハ株主ヨリ其相続人へ譲与シ得ヘント雖トモ、之ヲ質入トナシ又ハ売却シ又ハ抵当トナシテ他ヨリ金額ニ借用スル事ヲ禁スヘシ」というように、きびしい禁止規定を設けたのである。ただ、第六条と第七条とで「株主中事故アリテ家計上ノ差支ヲ生シ」たときや、「非常ノ災厄ニ罹ルヲ以テ巨額ノ借財ヲ要ス」る場合には、「株式金高ニ応シ一年八朱ヨリ少ナカラサル利付ヲ以テ相当ノ金額ヲ貸付スヘシ」という救済規定も設けた<sup>4)</sup>。だが、質入・売却の禁止という申合わせはけっして遵守されなかった。というのは、1879年には9,573株、78年には4,084株、79年には2,017株、80年には3,113株が売買されているからである<sup>5)</sup>。その後も東京・大阪などの株式取引所で売買相場が表示されているから、株の売買が行われていたことは否定できない。ただその場合には、第十五国立銀行が買取っていたから華族以外の者に保有されることはなかった。

第十五国立銀行の創設によって華族の没落を防ごうとする方策も、下層華族

の生活の困窮を救うことはできなかった。このことは第7表からも推測することができる。第7表は、府県会議員の被選挙資格（地租10円以上=平均8.5反歩以上）、選挙資格（地租5円以上=約5

反歩）の所有者を示したものである。それによると、1882年（明治15）には地租10円以上が111戸、地租5円以上が227戸であり、残り149戸は5円未満ということになる。84年の場合にも地租10円以上112戸、5円以上246戸であり、138戸が5円未満である。また85年では10円以上が122戸、5円以上が239戸で残り160戸が5円未満となっている。だから、華族戸数のほぼ30%は地租5円未満であったことがわかる。

府県議員の有資格者は、旧華族層の23%前後にしかすぎなかった。それどころか第8表が示しているように、旧華族層で中央および地方官僚に就官したものはきわめて限られていた。勅任官という最高官僚のポストについては、1874年（明治7）には10人にしか過ぎず、その後やや数が多くなるといっても、最多時の94年（明治27）でも42人にしか過ぎない。中級官吏である奏任官に任じられた者でも、最多時の83年（明治16）の175人を別にすれば、34～87人でしかなかった。しかも下級官吏である判任官という地位に甘んじさせ

られた者が、88年（明治21）までかなりの数に上っていることを見落してはならない。だから、公卿・大名といった旧華族層427戸のほとんどが官職から除外され、多くの旧華族層が収入の道を秩禄公債利子と第十五国立銀行の配当利子に依存せざるをえないという状況に追いこまれていたことになる。

旧華族層の両極分解傾向を第十五国立銀行も防ぐことはできなかった。しかも、自由民権運動の昂揚を抑えるために、政府は1881年（明治14）に10年後の

表7 華族の地租納入者

	地租10円以上 戸	地租5円以上 戸	計 戸	華族戸数 戸
明15	111	227	338	487
17	112	246	358	496
18	122	239	361	521

【帝国統計年鑑】第3～5図より作成。

表8 旧華族の就官人員

年次	勅任	奏任	判任	計
明7	10	34	21	65
16	17	175	70	262
19	26	76	28	130
21	36	87	27	150
23	39	71	12	122
24	31	42	8	81
27	42	39	6	87

【帝国統計年鑑】第1～17図および「顯官職務補任録」より作成。

1890年(明治23)には帝国議会の開設を約束し、その上院=貴族院の構成者として華族層をあてることにした<sup>6)</sup>。84年の華族令の制定は、旧華族層の上述のような存在状況からの必要性に迫られたものである。そして、この華族令によって新規に華族に列した勲功華族までふくめて、その品位や社会的体面を保持させることを意図して制定されたのが華族世襲財産法にはかならない。

同法は、1886年(明治19)4月28日に勅令第34号で公布され、その後1916年(大正5)に部分的な修正をほどこされはしたが基本骨骸は変更されないまま存続し、1947年(昭和22)3月12日の廃止法によって廃棄されるまで、実に60年間にわたって生きつづけてきた特別法である。そのねらいは、同法案を審議した元老院会議(86年4月5日、8日、19日、21日)に提案理由を説明した内閣委員法制局参事官岩崎小二郎の発言に尽されている。彼は本法の必要性を次のように述べている。<sup>7)</sup>

維新以来二十年間ノ経験ニ拠リテ華族ノ生計ノ情況ヲ考察スルニ、年々逐フテ不良ノ傾向ヲ生スルカ如シ。是レ其固有財産ノ保持方ヲ欠クニ原由ス。蓋シ華族ヲシテ其品位ヲ保チ、其風儀ヲ乱ササラシメントセハ、宜ク其生計ノ原素タル財産ヲ保護スヘキナリ。政府、若シ之ヲ度外視シテ敢テ救護ノ策ヲ運ラサスハ遂ニ立国ノ基本ヲ危殆ノ地ニ陥ラシメントス。……今日ノ現状ヨリ推スモ、将来却テ其財産ノ異動ヲ来サン。故ニ先ツ出願者ニ限り現有財産ニ保護ヲ与ヘ以テ華族ノ品位ヲ保持セシメントス

この引用からも知られるように、華族が財産を喪失することはたんにその品位や風儀にかかわる問題にとどまらず、「立国ノ基本ヲ危殆ノ地ニ陥ラ」しめるものであり、そうした事態を招かないために華族世襲財産法が必要だというのである。いいかえると、華族世襲財産法のねらいは単に華族の財産保護だけを目的としたものではなく、1889年(明治22)の帝国憲法発布と同時に勅令第十一号で公布された「貴族院令」をにらんだ政治的意図をふくんでいたのである。その「貴族院令」は貴族院の主要構成要素として、皇族、公侯爵からの互選議院30名(終身制)および伯・子・男爵からの互選議院104名(7ヶ年任期制)を規定した。こうして、華族は政治的特権身分として位置づけられるにいたるのである。華族世襲財産法は、政治的特権身分としての華族の経済的基礎を保持

させようとしたのである。

もっとも、その法は年収500円以上の収益を生ずる不動産および動産所有者に限っている点に大きな特徴がある。提案時の華族総数527戸のうち500円以上の年収をあげる財産所有者は433戸であり、したがってこの時点では94戸はその枠外におかれていた。この法案にたいして、議員村田保は「僅々五百有余ノ如キ少数ナル華族ノタメニ本法ヲ設クルハ実ニ偏頗ノ甚キ者」であり、それは「法律ヲ誤用スル」ものであるから宮内省の省令とすべきだとくりかえし主張した。だが、その主張は退けられ、「華族ノ貧富盛衰ハ国体ニ大関係ヲ有スル」ものであり、とくに「現今ノ華族中ニ於テ有力ナル大名華族ヲ若シ優勝劣敗ノ常理ニ委シ毫モ保護ヲ加ヘサレハ将来如何様ノ景況ヲ見ルヤヲ測ル可ラス」という意見が大勢を占め、元老院の可決を経たうえで公布された。<sup>8)</sup>

その内容は、華族に対して、一方では「世襲財産及ヒ付属物ハ之ヲ売却譲渡シ、又ハ質入書入ヲ為スコトヲ得ス」（第十三条）というような制限規定を設け、他方では「世襲財産及ヒ付属物ハ負債ノ抵当トシテ差押フルコトヲ得ス」（第十四条）というように債権者からの保護を法制化したものである。この第十四条の規定は、民事訴訟法（1890年4月21日公布、91年1月1日施行）のなかの差押禁止債権種類の中にあげられてはいない。わたしが、華族世襲財産法を特別法とよぶのはそのためである。質入・書入れおよび売買の禁止は第十五国立銀行の株券についても規定されていたが、いまや世襲財産については公権力によってその禁止が規定され、私的申合わせという段階から国家公力による命令という本質的な変更が加えられるにいたったわけである。

だが、同法は宮内大臣にたいして個々人が申請するという任意法であり、華族全体に対する強制法ではなかった。そのため、政府の意図通りには運ばず、世襲財産の設定者は第9表にみられるように、1890年代に入ってからようやく進行しはじめた。ただ、その場合に華族局が各華族にたいしてその設定を勧奨し、それを推進したことはいうまでもない。その結果、87年（明治20）にはわずか50戸にすぎなかったものが、95年（明治28）には206戸、1906年（明治39）には253戸にふえ、とくに土地の登記が急速に増加した。しかし、華族戸数にくら

表9 華族世襲財産設定状況

年次	設定戸数	土地	公債	銀行	会社	合計	華族戸数
	戸	町	円	円	円	円	戸
明治20	50		216,195	3,25	8,500	3,474,695	533
〃 28	206	6,240.0	855,175	11,154,100	3,098,150	15,107,425	644
〃 30	224	5,910.7	2,079,050	9,577,300	3,763,261	15,419,612	710
〃 39	253	7,876.5	2,022,000	11,733,420	744,650	14,500,070	805
〃 42	258	8,441.2	3,713,700	11,983,820	545,850	16,243,370	910

〔注〕(1) 明治20年、28年の銀行株金、会社株金は一株の発行額により換算したもの。

(2) 出典。明治20年は彦根正三編『華族名鑑』(博公書院、明治20年11月刊)、明治28年は『東洋経済新報 第35号』(明治29年11月)、明治30~42年は『大正二年帝室統計書』により作成。

べると設定戸数はほぼ30%であり、法としての機能からみるときは、その効果はあまりあがってはいなかったといっても差支えなからう。

- 1) 『法令全書』明治2年、参照。
- 2) 『華族会館史』241頁所収、参照。
- 3) 『日本帝国第三統計年鑑』665頁。
- 4) 『華族会館史』620~21頁。
- 5) 『日本帝国第一統計年鑑』268頁。
- 6) 華族を政治的特権身分とし、「皇室ノ藩屏」たらしめるといふ動きが政府の統一見解として提起されたのは、1881年(明治14)10月の時点である。筆頭参議である伊藤博文は、全参議の賛成をえうえて次のような奏請文を天皇に奏上した。その主要部分は次のように書かれている。

(前略) 臣等竊に視る、方に國會の開設を熱望する者、量るに匆急の心を以てし言に許して行に果さずとなし、或は過激の論を爲すに至る。今の時に及で、速に一定の廟議に依り、明かに天下に提示するに非ずんば、人民或は皇猷の在る所を知らずして、其方嚮を誤るに至らん。是れ宜く先づ國會開設の期を豫定し、舉行の順序を描畫し、以て大政の嚮ふ所を公示し、人民をして廟議の一なるを知らしむべし。(中略)。今民間諮談を爲す者を視るに、好て歐米詭激の説を主張し、國體の何たるを顧みざる者往々之れ有り。臣等實に之を危む。竊に願くは憲法の成る、各國の長を採酌するも、然も我國體の美を失はず。廣く民議を興し、公に衆思を集むるも、然も我王室の大權を墜さず、乾綱を總攬し、有極を建定し、以て萬世不拔の基を垂れんことを。

臣等又竊に按ずるに、立憲君治の國其の以て基址を鞏固にする所、抑も亦道あり。一に曰く、元老院の設、貴族老成の組織する所たり。二に曰く、陸海軍は帝王の親ら統帥する所たり。

蓋し國に上下兩議院あるは、車の兩輪あるが如し。而して元老院は將に以て下院

と並び立ち、其平衡を持し、急變激進の弊を防ぎ、永遠憲法の保障、王室の輔翼たらんとするなり。現に我が元老院の設、僅に其端を啓き、而て未だ其實を擧ぐるに至らず。今宜く其組織を一變し、之を更張すべし。其概略左の如し。

第一 皇族僅に滿十八歳に至れば、元老官に列し、任期を限らず。

第二 華族爵位の例を設け、有爵の貴族となし、其俊良を抜き、任期を定めて元老官に勅任すべし。

第三 士族の封建武門の世に於ける、平民の上に位し、教育素あり、氣節有爲の人多く其間に出づ。是れ宜く貴族の一部たるべし。今其中に抜き、之を榮用し、華族と共に元老官に列せしめ、其報效を收むべし。但之を採るの方法は、同族の公選に於てし、一府縣各若干人を擧げしめ、其任期に至ても、華族に比すれば亦較短縮に就くべし。

第四 文武官の勳舊に採るは、仍ほ舊貫に仍る。

陸海軍制に至つては、蓋し天子は兵馬の元帥にして、軍人は王室の爪牙なり。故に軍人たる者純ら國を愛し君に忠なるの義を結び、政を議するの權あることなし、今宜しく其紀律を制し、陛下又親く之を鼓舞振作し、其義方を示し、其れをして傳へて習風を成し、以て國家の干城たらしむべし。

以上陳ぶる所を總ふるに、國會開設を豫定するは大政の嚮ふ所を公示する所以なり。憲法を定むるに、國體を重んずるは、篤く祖宗の遺業を守る所以なり。元老院を更張し、皇族及、華士族を以て之に充るは、國の基址を固くする所以なり。元老院の組織既に更張を経ば、豫定の期に依り、國會を開設し、互和平衡して偏重なきを得ん。云々

この奏請は、元老院を「王室の輔翼」機関とすることを公式に宣言したものであり、その主要構成要素として華族を予定しているのである。こうして、官僚機構から排除されていた華族が貴族院という国家機関の中に組みこまれ、政治的特権身分として編成がえされようとしたといふことができる。

7) 『元老院會議筆記』後期、第24卷、1768～1833頁、参照。

8) 念のため、華族世襲財産法の最初の草案者井上毅の案が元老院に提起される時点でどう変更され、元老院會議での審議ののち布告されたものとを対照させてみよう。

(布告) 第一條 華族戸主滿二十年以上ノ者ハ此法ニ依リ世襲財産ヲ創設スルコトヲ得但滿二十年以下ノ者ト雖モ前代戸主ノ遺言アルトキハ世襲財産ヲ創設スルコトヲ得

(元老院) 第一條 華族戸主滿二十年以上ノ者ハ此法ニ依リ世襲財産ヲ創設スルコトヲ得但滿二十年以下ノ者ト襲モ前代戸主ノ遺言アルトキハ世襲財産ヲ創設スルコトヲ得

- (井上案) 第一條 華族ハ此法律ニ從ヒ其家産ヲ以テ世襲財産ヲ創設スルコトヲ得
- (布告) 第二條 世襲財産ハ總テ家督相續者ヲシテ之ヲ相續セシムルモノトス
- (元老院) 第二條 世襲財産ハ總テ家督相續者ヲシテ之ヲ相續セシムルモノトス
- (井上案) 第二條 世襲財産ハ永世一家ノ子孫ニ傳ヘ分割讓與典賣ス可ラサル者トス
- 第三條 世襲財産ハ左ニ掲クル所ノ二類ニ限ル但第十五國立銀行株券ハ第二類ニ準シ世襲財産ト爲スコトヲ得
- (布告) (第十五國立銀行營業滿期ニ依リ但書消滅、但明治三十年法律第四十四號ヲ以テ株式會社十五銀行ノ株式ヲ本條第二類ニ準シ世襲財産ト爲スコトヲ得セシム)
- 第一類 田畑山林宅地鹽田牧場池沼等
- 第二類 政府發行ノ公債證書又ハ政府ノ保證若クハ特別ノ監督ニ屬スル銀行若クハ會社ノ株券
- (元老院) 第三條 世襲財産ハ左ニ掲クル所ノ二類ニ限ル但第十五國立銀行株券ハ第二類ニ準シ世襲財産ト爲スコトヲ得
- 第一類 田畑山林宅地鹽田牧場池沼等
- 第二類 政府發行ノ公債證書又ハ政府ノ保證若クハ特別ノ監督ニ屬スル銀行若クハ會社ノ株券
- (井上案) 第四條 地所ハ田畑山林鹽田牧場等收益アル地所ニシテ各地合計毎年ノ純收入金一千五百圓以上アル者ニ非サレハ世襲財産ト爲スコヲ得ス
- 第五條 財本ハ政府ノ公債證書ニシテ毎年ノ利子額前條ニ齊シキ者ニ限ル「非サレハ世襲財産ト爲スコトヲ得ズ」但會社株券ノ如キ一定ノ利子ヲ生スル者ハ宮内卿ノ許可ヲ得タル上世襲財産ト爲スコトヲ得
- (布告) 第四條 世襲財産ハ前條二類中ノ一種又ハ數種ニシテ其總額毎年金五百圓ニ下ラサル純收益ヲ生スル財産タルヘシ但其財産中收益ナキ地所ヲ加フルモ妨ケナシ
- (元老院) 第四條 世襲財産ハ前條二類中ノ一類又ハ數種ニシテ其總額毎年金五百圓ニ下ラサル純收益ヲ生スル財産タルヘシ但其財産中收益ナキ地所ヲ加フルモ妨ケナシ
- (井上案) 第六條 世襲財産ハ毎年ノ純收入金拾萬圓ヲ以テ最上額トス?
- (布告) 第五條 世襲財産ノ所有者ハ特ニ世襲スヘキ建物庭園圖書寶器等ヲ以テ世襲財産附屬物ト爲スコトヲ得



- (元老院) 第五條 世襲財産ノ所有者ハ特ニ世襲スヘキ家庭園圖書寶器等ヲ以テ世襲財産附屬物ト爲スコトヲ得但其收益ヲ以テ第四條ノ制限額ニ算入スルコトヲ許サス
- (布告) 第六條 負債償却ノ義務アル財産ハ世襲財産及ヒ附屬物ト爲スコトヲ得ス
- (元老院) 第六條 負債義務ノ關係アル財産ハ世襲財産及ヒ附屬物ト爲スコトヲ得ス
- (井上案) 第三條 世襲財産ト爲ス可キ家産ハ負債ノ抵當ト爲サ、ル地所及ヒ財本ニ限ル者トス
- (布告) 第七條 世襲財産ノ所有者ハ宮内大臣ノ認可ヲ得テ其財産ヲ増加スルコトヲ得
- (元老院) 第七條 世襲財産ノ所有者ハ宮内大臣ノ許可ヲ得テ其財産ヲ増殖スルコトヲ得
- (井上案) 第七條 前條ノ定限内ハ後世子孫ニ於テ傳來ノ世襲財産ヲ増殖スルコトヲ得
- (布告) 第八條 世襲財産ノ所有者ハ宮内大臣ノ認可ヲ得テ第二類ノ財産ヲ更換シテ第一類ノ財産ト爲スコトヲ得但第一類ヲ第二類ト爲スコトヲ得ス
- (元老院) 第八條 世襲財産ノ所有者ハ宮内大臣ノ許可ヲ得テ第二類ノ財産ヲ更換シテ第一類ノ財産ト爲スコトヲ得ト雖モ第一類ヲ第二類ト爲スコトヲ得ス
- (井上案) 第九條 世襲財産ト爲シタル財本ヲ更換シテ地所ト爲スハ妨ケナント雖モ地所ヲ更換シテ財本ト爲スヲ得ス
- (布告) 第九條 第一類ノ財産若シ災害又ハ其他ノ事故ニ依リ第四條ノ制限額ヨリ減シタルトキハ五箇年以内ニ其缺額ヲ補充スヘシ
- (元老院) 第九條 第一類ノ財産若シ災害又ハ其他ノ事故ニ依リ第四條ノ制限額ヨリ減シタルトキハ五箇年以内ニ其缺額ヲ補充スヘシ
- (井上案) 第八條 世襲財産ハ不得已理由アルトキハ宮内卿ノ許可ヲ得テ其三分ノ一マテ減少スルコトヲ得 〔世襲財産ノ最少限ハ華族一家金庫ナリ宮内卿ノ許可ヲ以テ之ヲ減少スルハ宮内卿法律ヲ左右スルニ似タリ〕
- (布告) 第十條 第二類ノ財産其元金ノ仕拂ヲ受ケタルトキハ一箇年以内ニ第一類又ハ第二類ノ財産ヲ以テ其缺額ヲ補充スヘシ
- (元老院) 第十條 第二類ノ財産其元金ノ仕拂ヲ受ケタルトキハ一箇年以内ニ更ニ他ノ財産ヲ以テ其缺額ヲ補充スヘシ
- (井上案) 第十條 公債證書等ノ元金仕拂ヲ受ケタルトキハ之ヲ以テ更ニ地所又

ハ他ノ財本ヲ購求シ以テ其缺額ヲ補フ可シ

- (布告) 第十一條 世襲財産ノ所有者ハ其財産ノ純収益ヲ抵當トシテ負債ヲ爲スコトヲ得但毎年其純収益ノ三分一以上ノ償却ヲ爲スヘキ義務ヲ負擔スルコトヲ得ス
- (元老院) 第十一條 世襲財産ノ所有者ハ其財産ノ純収益ヲ抵當トシテ負債ヲ爲スコトヲ得ト雖モ毎年其純収益ノ三分一以上ノ償却ヲ爲スヘキ義務ヲ負擔スルコトヲ得ス
- (井上案) 第二十條 世襲財産ノ収入ハ抵當ト爲シ要用ノ負債ヲ爲スコトヲ得ト雖モ毎年其平均収入ノ三分一以上ノ辨償ヲ爲ス可キ義務ヲ負擔スルコトヲ得ス
- (布告) 第十二條 世襲財産ノ純収益ハ如何ナル場合ト雖モ債主ヨリ毎年其三分一以上ヲ差押フルコトヲ得ス
- (元老院) 第十二條 世襲財産ノ純収益ハ如何ナル場合ト雖モ債主ヨリ毎年其三分一以上ヲ差押フルコトヲ得ス
- (井上案) 第二十一條 世襲財産所有者ニ於テ其収入ヲ以テ抵當ト爲シタル負債ノ辨償義務ヲ怠リタルトキハ債主ハ裁判上財産差押ノ法ニ據リ毎年其平均収入ノ三分一以内ヲ差押フルコトヲ得
- (布告) 第十三條 世襲財産及ヒ附屬物ハ之ヲ賣却讓與シ又ハ質入書入ト爲スコトヲ得ス
- (元老院) 第十三條 世襲財産及ヒ附屬物ハ之ヲ賣却讓與シ又ハ質入書入ト爲スコトヲ得ス
- (井上案) 第十一條 世襲財産ハ負債辨償ノ爲ニ裁判上ノ公賣處分ヲ受ケサル者トス「第三條ノ次ニ置クヘシ」
- (布告) 第十四條 世襲財産及ヒ附屬物ハ負債ノ抵償トシテ差押フルフトヲ得ス
- (元老院) 第十四條 世襲財産及ヒ附屬物ハ公賣處分ヲ受ケサルモノトス但國稅地方稅區町村費ヲ不納シタルトキハ此限ニアラス
- (井上案) 第二十二條 世襲財産ノ収入ヲ以テ抵當ト爲サル負債ニ在テハ債主何等ノ場合ト雖モ其収入ヲ以テ之レカ辨償ヲ求ムルコトヲ得ス
- (布告) 第十五條 世襲財産ハ左ノ場合ニ於テハ其効力ヲ失フモノトス
- 一 戸主死亡ノ後家督相續スヘキ男子ナキトキ
  - 一 爵ヲ奪ハレ又ハ族ヲ除カレ家督相續者者ナキトキ
  - 一 第九條第十條ニ掲タル缺額ヲ其期限内ニ補充セサルトキ
- (元老院) 第十五條 世襲財産ハ左ノ場合ニ於テハ其効力ヲ失フモノトス
- 一 家督相續スヘキ男子ナク又ハ爵ヲ奪ハレ又ハ族ヲ除カレ家督相續者者ナキトキ

- 一 第九條第十條ニ掲ケタル缺額ヲ其期限内ニ補充セサルトキ
- (井上案) 第十二條 刑法又ハ懲戒處分ニ由リ爵ヲ奪ハレ又ハ華族ノ族籍ヲ削ラレタルトキハ世襲財産ノ性質自ラ消滅スル者トス
- (布告) 第十六條 世襲財産及ヒ附屬物ハ其所有者ニ於テ之ヲ廢止スルコトヲ得ス
- (元老院) 第十六條 世襲財産ハ其所有者ニ於テ之ヲ廢止スルコトヲ得ス
- (井上案) 第二十三條 世襲財産ヲ創設シ又ハ之ヲ減少シ又ハ其種類ヲ更換シ又ハ其收入ヲ抵當トシテ負債ヲ爲ス等凡ソ世襲財産ニ就テ重大ノ措置ヲ爲スニ當テハ親族ノ會議ヲ以テ之ヲ定ム可シ  
但世襲財産減少ノ事ハ會議各員ノ一致ヲ要ス
- (布告) 第十七條 世襲財産ハ宮内大臣之ヲ管理シ華族局ヲシテ其事務ヲ取扱ハシム
- (元老院) 第十七條 世襲財産ハ宮内大臣之ヲ管理シ華族局ヲシテ其事務ヲ取扱ハシム
- (井上案) 第十三條 世襲財産ハ宮内卿之ヲ監督ス
- 第十九條 地券及ヒ公債證書等ハ宮内省ニ於テ保管ス可シ 「此條ノ如キハ餘リ干渉ニ過キ宮内卿ハ一ノ華族ノ老婆タルノ觀ヲ呈スヘシ殊ニ數万ノ地券數億ノ證券宮内藏庫ノ能ク存貯スル所ナランヤ」  
但宮内卿ハ便宜ニ從ヒ地方官又ハ會社ニ委託シテ保管セシムルコトアル可シ
- (布告) 第十八條 華族局ハ世襲財産臺帳ヲ備ヘ置キ世襲財産及ヒ之ニ關スル事項ヲ記入スヘシ
- (元老院) 第十八條 華族局ハ世襲財産臺帳ヲ備ヘ置キ世襲財産及ヒ之ニ關スル事項ヲ記入スヘシ
- (井上案) 第十四條 世襲財産ヲ創設セント欲スル者ハ創設證書及ヒ明細ナル財産目錄ヲ製シ地券又ハ公債證書等ノ證券ト共ニ之ヲ宮内省ニ差出シテ認可ヲ願出ツ可シ
- (布告) 第十九條 世襲財産ヲ創設増加更換又ハ補充セントスル者ハ其願書ニ財産目錄ヲ添ヘ宮内大臣ニ差出シ其認可ヲ受クヘシ世襲財産附屬物ヲ設ケントスル者亦同シ
- (元老院) 第十九條 世襲財産ノ創設増殖更換又ハ補充セントスル者ハ其願書ニ財産目錄ヲ添ヘ宮内大臣ニ差出シ其認可ヲ受クヘシ世襲財産附屬物ヲ設ケントスル者亦同シ
- (布告) 第二十條 宮内大臣ハ前條ノ願書目錄ヲ審査シ第一類ノ財産及ヒ第二類ノ公債證書ハ所轄ノ地方廳ニ命シ株券ハ銀行若クハ會社ニ命シ世襲財産ト爲スヘキ旨ヲ官報及ヒ其地方一定ノ新聞紙ニ掲ケ一週日間

之ヲ公告セシムヘシ

世襲財産附屬物ハ華族局ニ於テ之ヲ公告スヘシ

- (元老院) 第二十條 宮内大臣ハ前條ノ願書目錄ヲ審査シ第一類ノ財産及ヒ第二類ノ公債證書ハ所轄ノ府縣廳ニ命シ株券ハ銀行若クハ會社ニ命シ世襲財産ト爲スヘキ旨ヲ官報及ヒ其地方一定ノ新聞紙ニ掲ケ一週日間之ヲ公告セシムヘシ但世襲財産附屬物ハ華族局ニ於テ之ヲ公告スヘシ
- (井上案) 第十五條 宮内卿ハ地方官ニ命シテ地所ノ收益<sup>益</sup>等ヲ検査セシメタル上認可ヲ與ヘ且地所ナレハ該地所所在地ノ區戸長公債證書ナレハ本人居住地ノ府縣廳會社株券ナレハ該會社ニ通知シテ世襲財産タル旨ヲ臺帳ニ記入セシム可シ
- (布告) 第二十一條 前條公告ヲ了リタル後三十日ヲ經テ該財産ニ關シ故障ヲ申出ル者ナキトキハ宮内大臣ハ世襲財産臺帳ニ記入セシメ認可證ヲ下付シ第一類ノ財産ハ所轄ノ地方廳ニ命シ地券臺帳ニ記入セシメ地方廳ハ戸長ニ命シ公證簿ニ記入セシムヘシ第二類ノ公債證書ハ所轄ノ地方廳ニ株券ハ銀行若クハ會社ニ命シ帳簿ニ記入セシムヘシ華族局ニ於テハ該地券又ハ公債證書若クハ株券ノ券面ニ世襲財産ト爲リタル旨ヲ記入スヘシ
- (元老院) 第二十一條 前條公告ヲ了リタル後三十日ヲ經テ該財産ニ關シ故障ヲ申出ル者ナキトキハ宮内大臣ハ世襲財産臺帳ニ記入セシメ認可證ヲ下付シ第一類ノ財産ハ所轄ノ府縣廳ニ命シ地券臺帳ニ記入セシメ府縣廳ハ戸長ニ命シ公證簿ニ記入セシムヘシ第二類ノ公債證書ハ所轄ノ府縣廳ニ株券ハ銀行若クハ會社ニ命シ臺帳ニ記入セシムヘシ華族局ニ於テハ該地券又ハ公債證書若クハ株券ノ券面ニ世襲財産ト爲リタル旨ヲ記入スヘシ
- (井上案) 第十六條 區戸長又ハ府縣廳ニ於テハ之ヲ記入シタル後其旨及ヒ記號番號ヲ揭示場又ハ新聞誌ニ掲載シテ之ヲ公告ス可シ
- 第十七條 世襲財産タル性質ハ之ヲ知ラサル他人ニ對シ區戸長又ハ府縣廳ニ於テ其臺帳ニ記入シタル日ヨリ効力アル者トス臺帳ヨリ削除スルニ當テモ亦之ニ準ス
- 第十八條 世襲財産創設認可ノ上ハ宮内省ヨリ其旨及ヒ。記號番號ヲ管轄裁判所ニ通知シテ之ヲ登録セシム可シ其管轄裁判所ハ地所ナレハ該地所所在地公債證書等ナレハ本人居住地ノ始審裁判所トス
- (布告) 第二十二條 世襲財産其効力ヲ失ヒタルトキハ宮内大臣ヨリ地方廳又ハ銀行若クハ會社ニ命シ之ヲ公告セシムヘシ

世襲財産附屬物ハ華族局ニ於テ之ヲ公告スヘシ

(元老院) 第二十二條 世襲財産其効力ヲ失ヒタルトキハ宮内大臣ヨリ府縣廳又ハ銀行若クハ會社ニ命シ之ヲ公告セシムヘシ

(井上案) 前掲第六、十七條

(布告) 第二十三條 第二十條及ヒ第二十二條ニ關スル公告費用ハ其財産所有者ヨリ之ヲ華族局ニ納ムヘシ

(元老院) 第二十三條 世襲財産創設者及ヒ所有者ハ第二十條及ヒ第二十二條ニ關スル公告費用ヲ華族局ニ納ムヘシ

(布告) 第二十四條 世襲財産ニ關スル事件ヲ協議スルカ爲メ戸主及ヒ滿二十年以上ノ相續者若クハ後見人ト親屬三名以上トヲ以テ親屬會議ヲ組織シ豫メ宮内大臣ニ届出ヘシ但親屬ナキトキハ宮内大臣ノ認可ヲ得テ一族又ハ他ノ華族ヲ以テ親屬會議員ニ充ルコトヲ得

(元老院) 第二十四條 世襲財産ニ關スル事件ヲ協議スルカ爲メ戸主及ヒ滿二十年以上ノ相續者若クハ後見人ト親屬三名以上トヲ以テ親屬會議ヲ組織シ豫メ宮内大臣ニ届出ヘシ但親屬ナキトキハ宮内大臣ノ許可ヲ得テ一族又ハ他ノ華族ヲ以テ親屬會議員ニ充ルコトヲ得

(井上案) 第二十五條 親族會議ハ戸主及丁年以上ノ嫡長子孫ト親戚中同族ノ者三名以上トヲ以テ之ヲ組織ス其氏名ハ豫テ宮内省ニ届置ク可シ

第二十六條 同族中ニ親戚ナキ者ハ宮内卿ノ許可ヲ得タル上他人ヲ以テ親族會議員ニ充ツルコトヲ得

(布告) 第二十五條 世襲財産ニ關スル願書届書ハ親屬會議各員ノ連署ヲ要ス

第二十六條 此法施行ノ手續ハ宮内大臣之ヲ定ム

第二十七條 此法ハ明治十九年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

(元老院) 第二十五條 世襲財産ニ關スル願書届書ハ親屬會議各員ノ連署ヲ要ス

第二十六條 此法施行ノ手續ハ宮内大臣之ヲ定ム

第二十七條 此法ハ明治十九年 月 日ヨリ之ヲ施行ス

(井上案) 第二十四條 世襲財産ニ關スル願書届書ハ親族會議各員ノ連署ヲ載ス可シ

第二十七條 宮内卿ハ此法律施行ノ責ニ任ス可シ

以上がその全文であるが、みられるように、井上案が文章上の表現と条項の配置を変えられただけで基本的にはうけつがれていることがわかる。井上案は1884年（明治17年）10月20日に作成されたもの（『井上毅傳』史料編第一、429～436頁）であり、元老院への提案草案は法制局で審議されたものである。

## 2 旧華族層の所得状況

華族世襲財産法は、いまもいったように強制法ではなく任意法であったため、必ずしも所期の成果をあげえなかった。というのは、世襲財産法の審議過程で功臣までふくめた華族 527 戸のうち世襲財産設定有資格者は 433 戸あるといわれ、また 1897 年 (明治 30) の所得税納入額 10 円以上が年収 500 円以上にあたっており、その人員は第 11 表が示しているように 453 戸であった。したがって、97 年の世襲財産設定華族は、この年度の 453 戸の 49.4% にしかすぎないことがわかる。その後、世襲財産設定華族戸数はやや増加しはするが、絶対数からいえば左程の変化はみられない。この世襲財産設定者のなかで注目すべきことは、年収の低い華族層が多かったことである。1897 年でみれば年収 2,000 円以下の華族 118 戸が世襲財産設定者の 52.7% を占め、1910 年 (明治 42) の場合でも 131 戸 = 50.8% に上っている。だから、華族世襲財産法は低額年収者については、そのねらいを実現しえていたものとみてよい。だが、世襲財産額の大部分は 1 万円以上の少数の華族によって占められている。その意味では、上層華族と下層華族との隔差は、年を追うごとにいっそういちぢるしくなったといえることができる。このことは、所得税納入額別の人員構成をみればはっきりわかる。

表 10 世襲財産純収益額別人員

年次	10万円以上	～5万円	～1万円	～5千円	～4千円	～3千円	～2千円	～1千円	～5百円	計
明30	—	3	31	35	9	12	16	45	73	224
〃39	1	—	32	27	14	17	31	53	78	253
〃42	1	1	33	29	16	17	30	52	79	258

「帝室統計書」(大正 2 年版) より作成。

第 11 表によれば、所得税 50 円以上を納入する公卿は 1897 年 (明治 30) には 24 戸であったのたいして 1909 年には 43 戸にふえ、大名の場合には 143 戸から 133 戸に減少しているとはいえ、100 円以上にみれば 95 戸から 101 戸に増加している。もちろん、この両年度においては所得税率に変更されているため単純な比

表11 華族の所得税納入額別人員 単位（人）

納税額 出自	～900円		～500円		～200円		～100円		～50円	
	明30	明42	明30	明42	明30	明42	明30	明42	明30	明42
	公 卿	2	1	1	1	4	5	6	12	11
大 名	33	26	12	19	30	34	20	22	45	32
新 列	5	9	2	19	15	27	34	28	57	42
計	40	36	15	39	49	66	60	62	113	98
全 体	170	1,259	116	2,023	510	7,582	27,875			

～15円		～10円		～3円		不 明		合 計	
明30	明42	明30	明42	明30	明42	明30	明42	明30	明42
41	8	2		35		35	86	137	137
79	22	0		12		40	122	271	273
44	9	10		15		120	164	302	298
164	39	12		62		195	368	710	708
27,884		114,116		756,369					

〔注〕 (1) 『日本紳士録』（明治30年，明治43年），『新編華族名鑑』（秀英舎編 明治33年，43年版）より作成。

(2) 全体欄は『主税局年報』（明治31年，明治44年）による。

較はできないが，所得税が2倍にふえているわけではないから，上層華族の年収が増加したことは間違いない。これにたいして50円～3円未満の納税者が急減しているが，不明欄の人々の多くは3円未満とみることができるから，低額所得華族が減少したということはいえないであろう。それを具体的に個々の華族層について整理したのが第12表である。

第12表を仔細に検討してみると，次のようなことがいえるであろう。

(イ) 公卿の場合 公卿の場合には所得税の不明な人々がきわめて多いが，しかしそれらの人々は1897年の時点でも所得税の低い階層である。高い層のなかで1909年の納税額の不明な公卿は，岩倉具視，岩倉具徳，二条基弘，竹屋春光，冷泉為系，三条公美，東久世通禧の7名である。これらの人々はおそらくはこの時点でも高額納税者であったと思われる。だが他の人々の場合には納税額がいちぢるしく低く，『日本紳士録』のアンケートにも答えられない程度のものであったと思われる。1897年の高額納税者のほとんどは，1909年にはより

表12-1 〔公卿の部〕旧公卿の納税状況

氏名	爵	職業	録券高 (千円)	所得税(円)				
				M.30	M.43			
一条実輝	公	貴院議員, 大尉	29	223	259			
金城定政	子		10	9				
石野基道	子	殿掌	9					
石山基弘	子	陸軍大尉	11					
石井行昌	子		9	8				
入江為守	子	貴院議員	11	19	92			
池尻基房	子		9	9				
岩倉具定	公	貴院, 爵位局	62	4583	220			
岩倉具明	子			76				
岩倉具徳	男			43				
岩倉道俱	男			23				
五辻治仲	子	陸軍少尉	12					
六角英通	子	殿掌取締	9	9				
六条有照	子		12	20				
橋本実頼	伯		18	32				
花岡公季	子	興正寺門跡	9					
葉室長通	伯	陸軍中尉	13					
八条隆正	子		10					
萩原員種	子		21	38				
二条基弘	公	貴院議員	35	110				
西三条実義	伯		17	60	189			
西四辻祐三郎	子	侍従	14	45	78			
西大路吉光	子		9					
西洞院信意	子	加茂神社	11					
庭田重行	伯		15	10				
錦織栄久	子	貴院議員	11	8				
錦小路頼孝	子	東宮主事	11	6	60			
坊条俊章	伯	貴院 陸軍中佐	12	46	64			
穂波経度	子		13					
堀河護隆	子	貴院議員	12	42	88			
徳大寺実則	侯	内大臣	17	229	767			
外山光庸	子		-9	6				
豊岡圭資	子		11	17				
富小路隆直	子		13					
持明院基哲	子		10	6				
千種有秀	子	陸軍中尉	10	4	37			
大炊御門幾麿	侯	貴院議員	13	3				
大宮以季	子	貴院議員	12					
大原重朝	伯	貴院議員	13	8	78			
正親町実正	伯	貴院議員	18	31	389			
小倉英季	子	陸軍少尉	9	16	78			
押小路実英	子		47	9				
岡崎国良	子	主	11	7				
愛宕通則	子	侍従	9	21	49			
鷲尾隆信	伯		11					
河階美文	子		13	36	66			
風早実恭	子	石神神社	11	8				
鳥丸光大	伯		20					
勘解由小路	子		12					
甘露寺義長	伯		12	22				
唐橋在正	子	貴院議員	13					
交野時万	子		11					
河辺博長	男	神官			78			
吉田良正	子		19	36				
履司照通	公	貴院議員	18	140	138			
醍醐忠重	侯	貴院議員	14	49	35			



氏名	爵	職業	録券高 (千円)	所得税(円)		氏名	爵	職業	録券高 (千円)	所得税(円)	
				M.30	M.43					M.30	M.43
高松公秋	子	海軍中尉	11	29	67	植松雅平	子		10	7	
高丘和季	子		9	6		野宮定毅	子	貴院議員	13	17	105
高野宗順	子	貴院議員	9	9	78	九条道実	公	貴、掌典長	61	283	163
高倉永則	子	陸軍大尉	20			花山院親家	侯		20	9	
高辻修長	子		13	68	225	勤修寺経雄	伯	貴院、陸軍大尉	18	35	
竹屋春光	子	掌典	13	93		楯司隆督	子		10		
竹内惟治	子	貴院議員	10	24		久世通章	子	貴院議員	11	125	190
冷泉為柔	伯	神宮官司	12	202		桑原孝良	子		9		
冷泉為勇	子		11	6		倉橋泰昌	子	殿掌	10	15	
園池公静	子	殿掌	11	37	38	山本実庸	子	貴院議員	9		
園基資	伯	貴院議員	10	36	35	山科晋纒	伯	宮内省	11	8	52
堤功長	子	貴院議員	11	18	78	山井兼文	子	貴院議員	9	8	
土御門晴栄	子	貴院議員	13	7	78	藪篤麿	子	宮中	12		
中院通規	伯	陸軍中尉	14			柳原義光	伯		18	66	113
大谷光尊	伯	西本願寺			1170	松木宗隆	伯	貴院議員	14	9	78
大谷光瑩	伯	東本願寺			1663	万里小路通房	伯	貴院議員	15		
中園実受	子		1			町尻量衡	子	殿掌	9	9	
中山孝康	侯	宮中、貴院	40	148	2668	藤谷為寛	子	貴院議員	11	7	78
中御門経恭	侯		28			藤波言忠	子		13	84	310
難波宗美	子	陸軍中尉	11	21		藤井行徳	子	貴院議員	11		
長谷信篤	子	宮中、貴院議員	7	20		舟橋達賢	子	貴院議員	12	30	94
室町公藤	伯		13	41	7	伏原宜足	子	貴院議員	14		78
武者小路公共	子		11	22		近衛篤麿	公	貴院議員	59	141	65
梅園実郎			10			久我連久	侯	貴院議員	22	44	186
梅小路実行	子	貴院議員	9	10		五條為功	子	貴院議員	14	8	
梅溪通善	子		10			姉小路公政	伯	一等書記官	13	30	36
裏辻彦六郎	子	陸軍士官	10			飛鳥井恆麿	伯	殿掌	16	16	
裏松良光	子	陸軍少佐	11		107	阿野季忠	子		15	28	

氏名	爵	職業	録券高 (千円)	所得税(円)	
				M.30	M.43
油小路隆成	子	侍従	10	18	
三条公美	公	貴院議員	65	615	
西園寺公成	侯	第一銀行役員	24	972	101
嵯峨公勝	侯	貴院議員	24	47	192
桜井義功	子		11	20	36
沢 宜量	伯	貴院議員	32		
菊亭公長	侯	貴院議員	32		
北小路雄光	子	興福寺	11	7	
北小路三郎	子	興福寺	9	21	
清岡長言	子	殿掌	9	9	72
壬生基義	伯	宮中, 貴院議員	14	61	64
三室戸和光	子	加茂神社	10	9	56
水無瀬忠輔	子	水無瀬神官	16		
清水谷美英	伯	中尉	16	28	114
滋野井美麗	伯		9		
芝山孝豊	子	陸軍中尉	10	9	
四条隆謨	侯	中將, 貴院議員	12	61	35
七条信義	子		13		
慈光寺恭仲	子	侍従	11	4	50
白川資訓	子		12	9	
広幡忠隆	侯	貴院議員	21	23	
広橋真光	伯	宮内省	23	66	
東園基愛	子	侍従	10	57	161
東久世通禱	伯	樞密院	22	131	
東坊城徳長	子		11	15	
日野資秀	伯		22	27	
日野西光善	子	貴院議員	13	9	89
平松時厚	子	貴院議員	11	8	89

氏名	爵	職業	録券高 (千円)	所得税(円)	
				M.30	M.43
樋口誠康	子	陸軍大尉, 貴院	13		94
静閑寺経房	伯		10	9	97
綾小路有良	子		13	18	

(注) 『華族名鑑』各年および『日本紳士録』より作成。職業は明治30年度のもの。

表12-2 〔諸侯の部〕旧大名の納税状況

氏名	爵	職業	所得税(円)			氏名	爵	職業	所得税(円)		
			証券高 (千円)	M.30	M.43				証券高 (千円)	M.30	M.43
池田仲博	侯	貴院議員, 武官	430	1379	1612	細川利文	子		45		
池田章政	侯	宮中, 貴院議員	490	6416	948	細川立興	子	貴院議員	45		
池田政礼	子		19	37		細川興實	子		14	30	
池田仲城	子		35	57		堀 親篤	子		30	245	139
池田徳定	子		23	16		堀田正倫	伯		171		
池田政保	子		31	47		堀田正義	子	貴院議員	17	56	148
池田徳潤	男		12	8		堀田正路	子	武官	20	41	94
井伊直意	伯		315	3109	93	保科盛之助	子		27	44	197
井伊直安	子	貴院議員	17	83	181	北条氏恭	子		24	99	199
市橋虎雄	子		22	25		本多康權	子		56	74	
井上正義	子	少佐	77	108	23	本多忠敬	子	貴院・宮内省	72	221	142
井上正己	子		6			本多正意	子		68	91	59
井上正順	子		13	17	37	本多実万	子		39	56	
稲垣長敬	子		47	74		本多忠貫	子		24	36	
稲垣大祥	子	貴院議員	17	20	78	本多忠勝	子		13		
板倉勝貞	子	武官	29	71	390	本多忠伸	子	武官	11		42
板倉勝弘	子		35	45	35	本多忠明	子		24		
板倉勝達	子	貴院議員	33	29	92	本莊宗義	子	貴院議員	69	23	332
板倉勝頼	子		35	21		本莊壽巨	子	愛国銀行頭取	12	25	93
岩城隆長	子		24	34		本堂親男	男		6		
稲葉正印	子	式部省	32	20	499	徳川家達	公	貴院議員	564	1417	
稲葉順通	子		100	676	1062	徳川茂承	侯	貴院議員	706	4858	16680
稲葉正善	子	館山神官	14	26		徳川義親			783		
石川成秀	子		79	120		徳川團順	侯	式部官	186	1737	1638
石川重之	子		27		25	徳川達孝	伯	貴院議員	124	243	344
伊東祐弘	子		65		37	徳川達道	伯		144	308	344
伊東久実	子		26			徳川篤守	伯		58	90	
生駒親忠	男	貴院議員	17	36	211	戸田氏共	伯	諸侯頭	229	1453	751
六郷政盛	子		60	49		戸田忠友	子		81		
蜂須賀成詔	侯	文部大臣	509	1507	4949	戸田忠義			21	8	
西尾忠篤	子		55	97		戸田氏懿	子		14	20	
丹羽長保	子		32	59	192	戸田康泰	子		122	519	820
丹羽氏厚	子		18			戸次正巳	子		70	257	200
細川謙成	侯	貴院議員	782	4587	15604	藤堂高紹	伯		417	1795	515

氏名	爵	職業	録券高 (千円)	所得税(円)		氏名	爵	職業	録券高 (千円)	所得税(円)	
				M.30	M.43					M.30	M.43
藤堂高邦	子		78	116	160	渡辺寛剛	子		22	37	
鳥居忠文	子	貴院議員	36		80	脇坂 壽	子		91		
井出利与	子		91	139	330	分部光謙	子		29		
土井利嗣	子		48	250	853	亀井茲常	伯	式部官	121	520	811
土井忠直	子		27	45		加藤泰秋	子		98	583	509
土岐頼和	子		63	79		加藤泰令	子		18	66	
遠山友郷	子		18			加藤明実	子		37	59	
東 胤禄	子		18	32		加藤久直	子	鹿児島知事	19		197
大久保忠順	子	貴院議員	26	60	460	片桐貞央	子		19	20	
大久保教正	子		18	19		吉井信宝	子	武官	10	25	
大給 恒			22	88		米倉昌藏	子	武官	12		42
大給近道	子	保母製油社長	44	56	36	米津政賢	子		12	9	
大河内正敏	子	東大教授	89	281	804	伊達宗陳	侯	貴院議員	165	1829	5878
大河内輝耕	子	大蔵省書記官	129	259	775	伊達宗基	伯		134	724	2590
大河内正賢	子	貴院議員, 少佐	26	16		伊達宗定	子		50	125	302
大村純雄	伯	貴院議員	275	1164	149	立花寛治	伯		183	1758	2014
大田原一清	子	貴院議員	9	50		立花禮忠	子		14	34	
大岡忠明	子		13	24	63	田村丕頭	子		24	48	203
大岡忠實	子	武官	37	40		田沼憲齊	子		16	5	
太田資美	子		65	106	585	高木正善	子	貴院議員	24	31	397
大岡増勳	子	武官	72	93	23	建部秀隆	子		23	3	
奥平昌恭	伯	貴院議員	153	304	380	谷 壽術	子		14		
奥田直元	子		45	20		滝脇信広	子		13		
奥田直紹	子		10	16		竹脇正己	男		28	16	
奥田直恭	子	武官	30		42	宗 重正	伯		126	213	475
岡部長機	子	貴院議員	110	363	526	相馬順胤	子		76	596	3177
小笠原長幹	伯		237	1080	6865	津輕承昭	侯	貴院議員	249	2806	
小笠原長生	子	大尉	87	133	216	津輕承叙	子	貴院議員	17	71	
小笠原寿長	子		16	32		土屋正直	子	式部省	99	250	2562
小笠原勳一	子		20			鍋島直大	子	貴院議員	603	3309	10957
小笠原長丞	子		17			鍋島直彬	子	貴院議員	33		
織田信親	子		26	51		鍋島直虎	子	貴院議員	81	258	78
織田秀実	子		23	42	119	鍋島直柔	子	貴院議員	63	316	200
織田信敏	子		16	57		成瀬正肥	子		50	80	801
織田長純	子		18	23		中川久成	伯	貴院議員	143	90	88

氏名	爵	職業	録券高		所得税(円)		氏名	爵	職業	録券高		所得税(円)	
			(千円)	M.30	M.43	(千円)				M.30	M.43		
中山信実	男		14	6			松平基則	伯		203	616	37	
南部利恭	伯		238	635			松平聰頼	伯	貴院議員	302	3320	16945	
南部信万	子		23	29			松平康氏	子	貴院議員	120	708	1654	
南部利克	子		3	51			松平忠和	子		139	279	329	
永井直諒	子		60	67			松平忠敬	子	忍、式官、貴院	156	28		
永井尚敏	子	貴院議員	46	53	78		松平秉承	子	貴院議員	78	212	828	
永井直厚	子		16				松平直徳	子	貴院議員	138	225	326	
内藤弥三郎	子		44	118	333		松平武修	子		60	87	41	
内藤信任	子		62	122			松平養生	子		24	66	23	
内藤政共	子	貴院議員	26	61			松平親信	子	貴院議員	62	201	196	
内藤正惣	子		15	18			松平定晴	子		76	123	277	
内藤政潔	子		8				松平頼英	子	式部官	60	314	2920	
内藤政岑	子		76				松平忠正	子		91	249	397	
上杉茂意	伯		101		1955		松平乗命	子		47	76	63	
上杉勝意	子		13	28			松平直平	伯	貴院議員	39	63	356	
内田正明	男		12		111		松平頼孝	子	主録官	19	7	93	
榎村家彦	子		42				松平頼平	子		23			
黒田長成	侯	貴院議員	510	2559	1709		松平頼安	子	東照官司	6	4		
黒田長教	子		60	36			松平信興	子		78			
黒田和志	子	貴院議員	28	44	78		松平忠恕	子	貴院議員	19	28	78	
久留島道簡	子	貴院議員	19	29	78		松平直哉	子	貴院議員	16	33	78	
久世広業	子		57	107	190		松平直静	子		13	27	62	
久鬼隆養	子		52				松平信安	子	除族	21			
久鬼隆治	子		22				松平容大	子	中尉、貴院議員	18	76	182	
朽木綱貞	子	少尉	37	57			松井康養	子		86	121	54	
山内豊豊	侯	貴院議員	668	2638	12723		松浦 詮	伯	貴院、会社役員	165			
山内豊城	子	貴院議員	20	29	94		松浦 靖	子	中尉	15	25	88	
柳沢光邦	子	貴院議員	11	22			松前勝広	子		107	71		
柳沢保忠	伯	貴院	178	702			前田利嗣	侯	貴院議員	1194	6872	5077	
柳沢徳忠	子		11	23	141		前田利可	伯	式部官	157	312	139	
山口弘達	子	貴院議員	14	47	115		前田利啓	子	大学生、掌典	53	92		
山崎治敏			14				前田利定	子	貴院議員	12	20	78	
山名義路	男		11	23			間部隆全信	子		41			
柳生俊郎	子		20				牧野貞享	子	貴院議員	76	121		
松平康壮	侯	貴院議員	281	708			牧野忠篤	子	貴院議員	44	33	113	
松平直亮	伯	赤十字	315	716	382		牧野忠良	子		12	22		

氏名	爵	職業	録券高 (千円)	所得税(円)		氏名	爵	職業	録券高 (千円)	所得税(円)	
				M.30	M.43					M.30	M.43
牧野弼成	子		46	87	394	櫻井忠胤	子		90	109	36
牧野康強	子		34	50	48	相良頼昭	子	貴院議員	65	234	980
増山正治	子		27	33		京極高德	子	貴院議員	112	236	1669
蔭田広城	子		15			高極高典	子	貴院議員, 武官	32	102	306
五島盛光	子		24	33	24	京極高陳	子		18		
小出英延	子		40	46	48	京極高厚	子		16	45	323
浅野長熟	侯	貴院議員	635	7741	4888	吉川経健	子		138		
浅野忠純	男					木下俊哲	子		33		
阿部正桓	伯		172	1188	8970	木下利玄	子		43		
阿部正功	子		25	85	998	溝口直正	伯		138	252	994
阿部正恒	子	貴院議員	16	23		水野忠敬	子		64	115	180
有馬頼万	伯		315	1763	1555	水野忠弘	子		54	87	35
有馬頼之	子	貴院議員	13	28	78	水野直	子	貴院議員	19	32	102
有馬純文	子	侍従	47		93	水野忠宝	子		15	22	38
安藤信篤	子		17			水野忠幹	子		59	21	
安藤直行	男	貴院議員	54	114		三浦基次	子		36		
秋元興朝	子	貴院議員	168	365	216	三宅康寧			21		
秋田映季	子		31	52	21	島津忠義	公	貴院議員	1323	6525	5792
秋月種英	子		91			島津忠寛	伯		204		
青山幸宜	子	貴院議員	54	107	307	新庄直陳	子	貴院議員	18	35	
青山忠允	子		93	329		尚泰	侯	貴院議員		1737	
安部信順	子		22	17		久松定護	伯	武官	300	1677	987
青木信光	子	貴院議員	18	22	78	久松定弘	子	貴院議員	73	137	
足利於鬼丸	子		9	17		久松勝親	子		10		
佐竹義生	侯	貴院議員	179	936	169	土方雄志	子		20		
佐竹義理	子	社長	24	4		平野長祥	男	貴院議員	11	47	78
酒井忠興	伯		234	1007	497	一柳未徳	子	貴院議員	19	18	
酒井忠篤	伯		126	18		一柳昭念	子		18		
酒井忠道	伯		144	1653	590	毛利元昭	公	貴院議員	1107	5552	
酒井忠亮	子	貴院議員, 武官	15	19	78	毛利元雄	子		217		
酒井忠匡	子		27	40	379	毛利元秀	子		124		
酒井忠勇	子	除族	17	17		毛利高範	子		37		
酒井忠一	子		25	65	182	森長祥	子		31	81	62
真田幸民	伯		181	392	332	森忠恕	子		38	8	53
榊原政敬	子		122	273	139	森川恒	子		16	33	79

氏名	爵	職業	録券高 (千円)	所得税(円)		氏名	爵	職業	録券高 (千円)	所得税(円)	
				M.30	M.43					M.30	M.43
仙石政固	子		39	132	193	毛利元忠	子	貴院議員	34		
關博直	子	貴院議員	22	7	83	大久保忠一	子		81	241	83
諏訪忠誠	子	官司	49	78	21						

出典 上掲書

多額の納税者となっている。例えば、一条実輝、徳大寺実則、鷹司潤通、中山孝康、久世通章、柳原義光、藤波言忠などがそうであり、また官職を得た公卿の納税額もいちぢるしく高額になっている。錦小路頼孝、坊城俊章、徳大寺実則、千種有秀、正親町実正、河鱈実文、高松公秋、高野宗順、高辻修長、堤功長、土御門晴栄、中山孝康、裏松良光、船橋遂賢、久我通久、嵯峨公勝、清水谷実英、慈光寺恭仲、東園基愛、日野資謙、日野西光善、樋口誠康、静閑寺経房などがそうである。

こうして、もともと高額所得者と官職をえた公卿が高額納税者として現われ、低額所得者のなかで官職を得なかった人々は時代の進展とともにますます窮迫していったと考えることができるであろう。

(四) 大名の場合 大名の場合には全体として公卿よりも多額納税者が多い。そしてここでも1897年の多額納税者は1909年でも多額納税者となっているものが多い。池田仲博、池田章政、稲葉順通、蜂須賀茂韶、細川護成、徳川茂承、小笠原長幹、伊達宗陳、立花寛治、相馬順胤、鍋島直大、上杉茂憲、黒田長成、山内豊景、松平頼聡、松平康民、松平頼英、前田利嗣、浅野長勲、有馬頼万、島津忠義、久松定護らがその典型である。これらの旧大名層は大大名であり、それだけに秩禄公債や第十五国立銀行の所有株数が多かったばかりでなく、政府の高官としての座を占めていた。そうしたことが、これらの人々の高額所得の源泉となっていたのである。1897年でみれば、地租納入額まで合算すれば、1,000円以上の納税者は全国で288人(592,625円)であるが、そのうちの旧華族が42人であり、その全納税額は137,440円(23.2%)に上っていた。所得税だけをとってみると、900円以上の納入者150名(納税額318,573円)のうち華族が40名であり、その納税額141,802円は44.5%強に上っていることがわかる。

この40~42名は第11表からも知られるように、旧大大名層であった。

旧大名層の場合に公卿とくらべて大きなちがいは、1897年から1909年にかけて所得税が多くなっている人々が多数みうけられることである。第11表でもみられるように、100円以上の納入者が95人から101人にふえており、とくに稲葉正邦 (20円→499円)、生駒親忠 (36円→211円)、丹羽長保 (50円→192円)、堀田正養 (56円→148円)、北条氏恭 (99円→199円)、保科盛之助 (44円→199円)、本荘宗義 (23円→332円)、戸田忠孝 (33円→374円)、大久保忠順 (60円→460円)、織田秀実 (42円→119円)、田村正顕 (48円→203円)、高木正善 (31円→377円)、成瀬正肥 (80円→801円)、柳沢徳忠 (23円→141円)、松平直平 (63円→356円)、松平容大 (76円→182円)、牧野忠篤 (33円→113円)、阿部正功 (85円→998円)、酒井忠匡 (40円→379円)、酒井忠一 (65円→182円)、京極高厚 (45円→323円) といった人々の場合に急増している。これは主として新たに官職を得たことに起因しているともみてよい。

### 3 上層華族の財産所有状況

これまで華族全体の所得状況や世襲財産の設定の動向をみてきたが、日本資本主義の形成・発展にたいして華族層の役割を明らかにするために、とくに大きな地位を占めたとと思われる上層華族の財産所有の状態を立ち入って検討してみよう。その点を整理したのが第13表である。

まず目につくことは1887年(明治20)の2万円以上の高額所得者104名のうち89名=85.6%が旧華族層であったことである。そして1897年においても1,000円以上の高額所得税納入者が170名存在するが、そのなかで31名が華族であった。もっとも、これらの華族の中では岩倉具定をのぞけば、すべて旧大大名であった。これらの上層華族は、まえにもいったように、1909年においても高額納税者として名をつらねている。その場合、日本資本主義の発展にともなって平民層が圧倒的に多くなり、華族層の占める比重が低下していったことは第11



表が示している通りである。

ところで、上層華族の場合に注目すべきことは、1899年（明治32）には後掲の第15表から知られるように、第十五国立銀行の大株主であるばかりでなく、巨大企業の大株主となっていることである。阿部正恒の196株を別とすれば、1,000株以上を所有し、とくに島津の55,442株を筆頭に2万株以上所有者が8家、1万株以上が10家、5千株以上が14家にも上っている。このことは日本資本主義の形成・発展のうえで華族が重要な役割を果たしたことを物語るものといってよい。その投資企業は、銀行・鉄道・商船・造船に集中しているとはいえ、これらの産業領域は当時のいわば戦略産業部門にはかならなかった。その意味では、上層華族層は戦略産業部門の有力な担い手としての役割を果たしていたといえることができる。

上層華族は、たんに大株主として現われたばかりではない。1909年の世襲財産から知られるように大土地所有者としても登場している。蜂須賀家の2,757町歩の所有を筆頭にして、100町歩以上所有者が第13表でみるかぎりでは14家、10町歩以上が14家ある。しかし、第13表に登録しなかった——というのは持株数の企業名が判然としないため——人々の場合でも、第14表によって知られるように、10町歩以上所有者が27家あり、その中で50町歩以上～100町歩未満が6家、100町歩以上が5家もあり、なかでも松平忠和が1,739町歩、青山忠允が約424町歩、相馬順胤が233町歩余という巨大土地所有者である。しかも、彼らの場合でも第6表からわかるように、第十五国立銀行の大株主であるばかりでなく、おそらくは他の銀行や会社の株を所有していたと思われる。ただ、その個別企業名が判然としないため、その所有の具体的な状況を検出することができなかった。このことについては、今後改めてその状況を明らかにすることにした。

表13 上層華族の財産状況

氏名	職業	明治20 所得額 千円	明治30 所得税 (円)	明治42 所得税 (円)	明治30 所有地価 (円)	明治32 所有株数	同価格 (千円)	明治35 資産額 (万円)	世襲財産 (M. 42)			明治10 15銀行持 株金(円)
									株	土	公債 (万円)	
毛利元昭	貴族議員	1,108	④173	④6,552	?	32,871	2,982	100	2,040	265.9	—	642,500
前田利綱	宮中, 貴族議員	1,194	④146	④6,872	5,077	48,990	2,718	600	15,200	432.0	10	682,600
高津忠重		1,323	④111	④6,525	5,792	55,442	4,945	230	—	17.8	—	767,300
細川護国	貴族議員	782	⑦78	④4,387	15,604	12,635	892	100	9,652	671.0	—	462,600
徳川茂承	貴族議員	706	⑦5	④4,638	16,680	20,632	1,626	100	6,219	12.2	—	409,500
徳川義礼	貴族議員	788	⑦3	360	1,659	20,415	1,523	300	4,366	242.8	—	428,200
池田重政	宮中, 貴族議員	490	⑦1	④6,416	948	12,208	759	100	6,000	84.7	—	284,200
松野耳齋	宮中, 貴族議員	635	⑤57	④7,741	4,888	26,030	1,578	100	5,685	135.2	—	368,500
松平頼勝		301	⑤57	④8,320	16,945	12,365	1,056			34.0		175,100
山内豊義	貴族議員	688	⑤54	2,683	12,723	2,699	12,070	965	50	3,635	—	387,600
藤堂富昭		417	⑤52	1,755	515	8,767	721	100	5,000	338.0	25	241,700
黒田良成	貴族議員	510	⑤51	2,599	1,709	21,415	1,203	100	3,000	9.7	10	285,800
福原康大	宮中, 貴族議員	633	⑤51	3,309	10,957	25,496	2,426	100	7,500	—	—	350,100
岩倉具定	祝府, 宮中, 貴族	62	⑤42	④4,333	125	13,795	1,131	100	50	40.0	—	282,900
松浦 詮	宮中, 貴族議員	165	⑤42	?	?	49,788	777	100	2,500	185.4	—	96,000
井伊重寛		315	⑤42	④8,905	99	20,998	1,021	200	4,432	60.7	—	182,700
池田中博	陸軍少尉	430	⑤40	④1,379	1,612	6,217	627	100	1,572	138.1	—	249,400
伊達宗徳	宮中, 貴族議員	165	⑤40	④2,496	5,878	8,061	681	100		109.0		95,900
有馬頼真		315	⑤39	④1,763	1,555	9,750	867	100	5,520	35.0	—	182,900
久松定義	陸軍大尉	300	⑤39	④16,771	987		941	100	3,093			174,200
島津忠弁	宮中, 貴族議員	376	⑤38						2,285	6.0		118,200

氏名	職業	株券額 明治20 所得額 千円(千円)	明治30 所得額 (円)	明治42 所得税 (円)	明治30 所有地価 (円)	明治32 所有株数	同価格 (千円)	明治35 資産額 (万円)	世襲財産 (M.42) 株券 土地 公債 (町) (万円)	明治10 家持 株金持 (万円)
吉川経健		138 (47) 37	1,046	?	37,332	7,174	726	70		80,300
蜂須賀茂韶	枢府、貴院議員	509 (42) 36 (29) 507	4,949	4,949		7,888	284		2,757.0	235,200
小笠原忠		237 (44) 36	1,080	6,885		1,375	138		589	137,500
徳川勝頼	式部官	186 (44) 35	1,737	1,638		2,451	327			108,000
三条公美	宮中、貴院議員	65 (42) 34	615	?		6,923	535		1,791	37,700
戸田氏共	宮中	229 (47) 34 (31) 453	751	751		11,613	978	100	3,000	132,900
徳川家達	宮中、貴院議員	564 (32) 33	1,417			16,727	1,037	200		327,400
松平康柱	貴院議員	280 (23) 23	708	883		7,583	1,142	80	4,078	162,800
尚泰	宮中、貴院議員		27	?		7,424	542	100	150	—
大村純雄	貴院議員	275 (27) 27	1,164	149	12,603	8,389	655			159,500
阿部正恒		171 (22) 26	1,188	8,970		?	?		1,670	99,700
藤田正倫		170 (22) 25	?	?		?	?		2,200	99,100
松平基則		203 (27) 25	616	37		?	?		2,404	118,100
酒井忠興		242 (27) 23	1,007	497		?	?		4,115	140,900
松平直英		315 (22) 22	715	382		5,164	340		1,632	182,700
立花寛治		184 (22) 22	1,758	2,014		9,438	564			106,500
上杉茂憲		101	?	1,955	29,515	2,576	217		1,776	58,600
酒井忠進		144	1,653	590		10,965	1,129		4,516	83,800
伊達宗基		134	724	2,590	15,383	8,029	440		782	77,900
海軍承昭	十五銀行役員	249	2,856	?		4,646	304		1,444	14,410
南部利雄		238	635	724	26,704	4,981	318		644	138,100
松平容大	陸軍中尉	18	76	182		902	60		302	10,700
前田利同	式部官	157	312	139		1,445	118		1,000	91,000

○数字は所得税全納入者中の順位

表14 1909年(明治42)の世襲財産設定者

氏名	公債(百円)	株券(株)	土地(町)	氏名	公債(百円)	株券(株)	土地(町)
九条道実	482	499	14.4	加藤泰令	—	856	4.8
中山孝藏	—	1,480	0.8	田村丕顕	—	271	31.1
佐竹養生	—	2,000	55.5	相馬朝胤	—	1,233	233.5
菊享公長	—	—	14.8	津野頼福	—	100	23.1
葉室長通	—	74	3.0	土屋正直	—	545	34.4
亀井茲常	—	1,020	3.7	内藤正琴	704	727	—
宗 重望	—	644	26.5	永井直跡	—	700	1.0
柳沢保惠	100	1,393	—	南部利亮	181	390	1.7
柳原義光	96	256	—	黒田長敬	50	40	49.6
松平直之	—	2,404	0.6	松平忠和	800	1,315	1,739.0
真田幸正	—	1,051	2.0	松野貞享	300	754	74.2
清捷家敬	175	350	—	松平信安	—	142	0.1
溝口直正	—	200	28.0	松平直徳	100	700	3.1
穂垣長敬	—	228	0.3	松平忠敬	'39	'77	—
稲葉頼通	60	—	—	松平親信	—	421	5.8
伊東祐弘	—	734	—	松平定晴	62	341	2.2
池田政時	30	128	—	松平公正	—	530	0.6
六郷政賢	250	—	0.2	小出英延	—	338	0.6
丹羽長徳	—	350	1.5	秋元興朝	700	1,800	82.9
北条氏恭	—	150	4.0	阿部正敏	—	80	7.7
本多美方	100	130	—	青山忠允	400	778	423.9
堀 親篤	—	448	—	榊原政敬	—	—	14.0
本田忠敬	—	442	7.7	相良頼昭	—	337	54.1
細川立興	—	243	80.8	榎井忠胤	—	568	3.7
土井利与	—	—	15.5	酒井忠一	105	—	14.7
戸田忠友	—	—	25.3	京極高徳	—	1,048	—
戸田忠義	150	—	—	京極高備	—	200	22.7
戸沢正己	—	1,508	—	水野忠亮	88	327	1.8
戸田康保	—	810	16.6	久松定弘	—	892	—
大岡忠實	—	164	4.3	東坊城徳長	50	—	—
太田實美	—	464	8.6	森 俊成	100	162	—
大久保忠順	—	285	23.2	稲田邦植	75	—	104.3
大久保忠一	—	2,000	36.7	生駒親忠	—	170	1.8
大給正孝	—	—	79.5	池田政祐	50	—	7.0
大河内正敬	—	1,200	6.1	西高辻信雅	—	—	4.7
加藤孝秋	—	1,200	5.8	坊城俊延	110	105	—
加藤久直	—	71	2.6	細川興増	—	—	146.8
				玉松公秋	—	137	—

森 惣之祐編「最近華族名鑑」(明治42年版)より作成

表15 華族持株数（明治32年）

氏名	銀行・会社 所有株数											
	日本鉄道	九州鉄道	北海道炭坑鉄道	3,000	総武鉄道	1,650	大板鉄道	1,495	山陽鉄道	844	大板商船	1,628
毛利元昭	6,901	7,888	4,500	47	北沢銀行	2,600	汽車製造合資	6万円	小野田セメント	600		
日本郵船	581	1,557	200	275	第三銀行	208	勸業銀行	184	明治商船	10,000	東京火災	500
前田明圃	4,100	1,000	700	1,020	岩波鉄道	450	日本鉄道	17,978	大板商船	4,800	日本郵船	2,075
帝國海上	200	3,000										
親存汽船	1,200											
島津忠重	11,106	2,022	1,136	69	勸業銀行	9,937	日本鉄道	19,476	関西鉄道	4,000	阪道鉄道	3,570
京都鉄道	1,000	500	276	1,950	阪道船渠	400	川崎重工業	12,750(元)				
細川通成	4,622	4,820	千代田貯蓄	250	日本鉄道	1,945						
徳川茂承	5,000	68	日本鉄道	500								
徳川慶丸	4,383	北海道銀行	2,014	2,020	日本郵船	1,352						
池田厚政	3,333	3,000	日本鉄道	300	岩越鉄道							
浅野長助	4,500	3,000	日本鉄道	17,947	岩越鉄道	200	帝國海上	300				
松平健藏	1,751	580	東京海上	3,702	日本鉄道	5,060	九州鉄道	700	南和鉄道	312	日本郵船	250
山内豊章	3,420	7,075	日本郵船	1,575								
藤堂義昭	2,877	5,800										
黒田長成	2,958	勸業銀行	273	6,519	九州鉄道	5,866	山陽鉄道	1,813	房総鉄道	700	京都鉄道	300
関西鉄道	286	日本郵船	1,700									
鍋島直大	1,098	第一銀行	2,223	29	第二銀行	1,002	第三銀行	3,418	日本鉄道	11,748	甲武鉄道	500
参宮鉄道	310	関西鉄道	231	202	日本郵船	2,775						
岩倉具定	5,000	東京火災	200	200	岩越鉄道							
松浦 詮	2,000	丁酉銀行	3,000	200								
井伊直憲	1,875	丁酉銀行	3,000	696	勸業銀行	68	正金銀行	300	近江貯蓄	100	日本鉄道	5,730

氏名	銀行・会社 所有株数												
	近江鉄道	750	岩越鉄道	200	日本郵船	250							
池田中博	十五銀行	2,594	正金銀行	516	第三銀行	450	集百銀行	202	日本鉄道	1,803			
伊藤宗徳	十五銀行	1,044	勸業銀行	69	第二十銀行	674	日本鉄道	4,308	甲武鉄道	1,666	岩越鉄道	300	
有馬鶴真	十五銀行	2,324	正金銀行	730	千代田銀行	100	日本鉄道	5,028	九州鉄道	1,118	岩越鉄道	100	日本郵船
久松定護	十五銀行	1,790	日本銀行	105	勸業銀行	68	北洋銀行	1,000	日本鉄道	3,976	甲武鉄道	5,000	
吉川経雄	十五銀行	403	日本銀行	225	正金銀行	620	日本鉄道	772	総武鉄道	2,100	大阪鉄道	1,035	山陽鉄道
	大阪商船	940	小野田セメント	450									
繁須成彦	十五銀行	2,952	八十九銀行	4,946									
小笠原忠忱	十五銀行	1,375											
徳川陽順	十五銀行	1,080	日本銀行	1,001	百四銀行	370							
三宅公美	十五銀行	1,320	日本鉄道	2,914	九州鉄道	1,408	炭鉱鉄道	351	参宮鉄道	150	京都鉄道	110	山陽鉄道
戸田氏共	十五銀行	2,047	第一銀行	600	帝國海上	100	日本鉄道	7,168	京福鉄道	200	日本郵船	1,200	
徳川家達	十五銀行	4,021	第一銀行	3,333	日本鉄道	9,373							
松立善柱	十五銀行	1,671	日本銀行	4,441	第一銀行	600	正金銀行	300	炭越鉄道	527			
向 泰	日本鉄道	7,424											
大村純雄	十五銀行	1,595	日本鉄道	6,794									
阿部正直	十五銀行	96	千代田銀行	100									
堀田正清	十五銀行	991	千葉興業銀行	318									
松立善則	十五銀行	1,181	日本貯蓄	100									
酒井忠興	十五銀行	731	三十八銀行	450									
松平龍亮	十五銀行	1,632	日本鉄道	2,332	炭越鉄道	724	九州鉄道	450					
立花寛治	十五銀行	1,065	日本銀行	750									
上杉茂憲	十五銀行	586	兩洋銀行	800									

氏名	銀行・会社				所有株数					
酒井忠道	十五銀行	840	日本銀行	840	日本鉄道	8,348				
伊達宗基	十五銀行	779	七十七銀行	1,100	第一銀行	1,000	第二十銀行	4,201	石川風越船	944
津野承昭	十五銀行	1,444	丁酉銀行	3,000	日本海炭	202				
南部利恭	十五銀行	1,381	愛国銀行	600	北海道	銀3,000				
松平容大	十五銀行	302	七十七銀行	600						
前田利回	十五銀行	910	第十二銀行	535						
池田政保	十五銀行	184	丁酉銀行	2,000						
安齋直行	十五銀行	315	日本貯蓄銀行	200						
岡部長藏	十五銀行	637	日本銀行	633						
戸田康泰	十五銀行	708	第十四銀行	152						
細川興貫	十五銀行	82	千代田銀行	1,083	千代田貯蓄銀行	300				
溝口貞幹	十五銀行	480	日本鉄道	8,033						

〔注〕表13は、(4)明治20年所得額は阿部勇著「日本財政論」、30年所得額は「日本紳士録」、【新編華族名鑑】、42年は「日本紳士録」、【人事興信録】。向所有地価は「新編華族名鑑」、( )は明治41年度のもので「華族名鑑」(森葱之助編、42年刊)。(4)所有株数は中野新報(明治32年3月2日～4月6日)、「銀行会社要録」明治(33年版)、「華族名鑑」(新聞集成社編年史)第10巻(明治31年4月8日)および銀行、会社史による。なお価格は1株価格で換算したもの。(4)資産額は「信用録」。(4)世襲財産は森編「華族名鑑」による。表14は(4)表15は(4)により作成。

#### 4 結びにかえて

以上に述べたところから明らかなように、華族は単に政治的支配階級の一翼を形成していたばかりではなく、経済的な支配階級の補完部隊であるどころか、日本資本主義の形成・発展過程できわめて重要な位置と役割を占めていた。このことは、日本の支配階級の複雑な存在形態を物語っているものといえることができるであろう。

階級構成表は、所詮は諸階級の単純な量的表現形態であり、したがってそれは量的な時系列変化を総体として特徴づけるにしかすぎない。だから、ある階級構成表からは諸階級の具体的な存在形態のすべてをよみとることはできない。諸階級の複雑な構成とその変化を明らかにするためには、そこに配置されたある階級がどのような具体的な存在を示しているかをとらえ、それによって補完されなければならない。本稿はその一部分を明らかにしようとしたものである。本稿が今後における階級構成表の作成と階級の諸状態を解明するうえでの一石にでもなれば望外の幸である。

（あとがき）本稿の資料の整理については、本誌編集事務に直接たづさわってこられた光石由紀子さんに多大の御世話になった。これ以外にも、連載している日本資本主義確立期の資本家名簿でも校正その他の面で大変な御迷惑をかけてきた。ここに深謝の意を表するものである。

なお、本稿は1985年度文部省科学研究費「日本資本主義確立期の株主名簿」の一部をなすものである。